

平成23年3月17日  
能能発0317第1号

中央職業能力開発協会基金事業本部長 殿

厚生労働省職業能力開発局  
能力開発課長

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害による  
基金訓練の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により緊急人材育成支援事業における職業訓練（以下「基金訓練」という。）の実施の継続が不可能又は困難となった訓練実施施設や訓練の受講が不可能又は困難となった受講者（受講勧奨を受け訓練の受講が既に確定している者を含む。以下同じ。）も多数存在すると考えられる。

また、標記の地震による災害に起因する計画停電（平成23年3月14日より開始）により、訓練の休講や欠席（遅刻及び早退を含む。以下同じ。）を余儀なくされる訓練実施施設や受講者が多数発生すると見込まれる。

このような緊急事態を受けて、基金訓練における対応については、下記に基づき運営することとするので、よろしく願います。

記

1 訓練・生活支援給付の支給について

(1) 地震等の被害により訓練の受講が困難となった場合

基金訓練を受講し訓練・生活支援給付の支給を受けていた者（以下「支給対象者」という。）が今回の災害により訓練の受講が困難となった場合で、受講していた基金訓練が中止にならない場合には、当該災害により訓練の受講が困難となった日は「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給を行うことができる。

この場合の支給対象者に対する訓練・生活支援給付の支給は、通常どおり訓練実施施設を経由して支給申請を受けて行うこととする。

(2) 地震等の被害により訓練が中止されることとなった場合の取扱いについて

て

訓練実施施設が今回の災害の被害を受けたことにより訓練が中止されることとなり、支給対象者が訓練を継続して受講することが不可能となった場合には、既に訓練を受講した本来支給対象となる支給対象期間についてのみ訓練・生活支援給付の支給を行うことができる。

ただし、訓練が中止となった日の前日の属する支給対象期間が、当該訓練の最終の算定基礎月となる場合については、当該算定基礎月の前の算定基礎月における訓練日の8割以上の出席があることをもって、訓練・生活支援給付の支給を行うことができるものとする（最終月の最初の10日間及び前月の通算期間の8割以上の出席については要件としない。）。

これらの対象者にあっては、当該中止となった訓練コースが職業横断的スキル習得訓練コース又は基礎演習コースであった者は、実践演習コースのみならず職業横断的スキル習得訓練コース又は基礎演習コースを、実践演習コースについては実践演習コースを再度受講することを可能とするが、再度の訓練受講に伴い訓練・生活支援給付の支給を受けようとする者は改めて受給資格の認定申請を行うこととする。

(3) 訓練・生活支援給付の支給を受けていない者が今回の被災により受給資格を満たした場合の取扱いについて

今回の被災により、自宅以外の土地建物を喪失したこと等により訓練・生活支援給付の受給資格を満たした場合には、受給資格の認定を行うことができる。

なお、当該受給資格の認定申請は、当該要件に合致した時点を起算日とする。

(4) 当該取扱いの適用対象者について

上記の訓練・生活支援給付の取扱いを受けようとする場合は、別添の災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（東京都を除く。）に住居所を有する者については、支給申請に当たり、罹災証明等の添付がなくても当該取扱いに基づく支給の対象とすることができることとするが、それ以外の者については、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等の添付を必須とする。

## 2 訓練奨励金について

(1) 訓練実施施設が直接被災したことにより訓練を継続することが不可能となった場合

被災により訓練が中止となった日の前日の属する支給対象期間（訓練を全く実施していない算定基礎月を除く。）についても、訓練奨励金の支給を行うことができる。この場合、当該算定基礎月について、当初の計画で10日以上訓練日が予定されていた場合は、実際に訓練を行った日が10日に満たない場合であっても、当該期間に係る訓練奨励金を支給することができることとする。

なお、当該支給対象期間に係る申請を行う場合には、別添の災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）に訓練施設の所在地を有する者については、支給申請に当たり、罹災証明等の添付がなくても当該取扱いに基づく支給の対象とすることができることとするが、それ以外の者については地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等の添付を必須とする。

- (2) 基金訓練を実施していた訓練実施施設が、その受講者の大半が被災したことにより受講を継続することが不可能となったことから、訓練を休講する場合

訓練奨励金の支給は通常どおり要件を満たすものについて支給するものとするが、当該休講期間については、原則として当初の訓練期間内における補講等により対応するよう必要な指導を行う。

また、算定基礎月単位で当該休講の日数が当該算定基礎月における訓練日数の半分以上となる月がある場合であって、訓練の再開が難しい場合には、訓練の中止を指導することとする。

### 3. 計画停電等により一時的に訓練の受講ができない場合

従前の取扱いと同様に、今回の計画停電に基づく欠席については、その事情を証明する書類（今般の震災に関するものであって、証明書類の取得が困難なものについては、申請者本人の署名を付した理由書を含む。）を添付することにより「やむを得ない事情」として認定することができる。